

	新潟市教育委員会 平成24年5月 定例会会議録			
日 時	平成24年5月11日(金) 午後3時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 7号棟 4階 白7-405会議室			
出席委員 (6名)	小 嶋 委員長	欠席委員		
	齋 藤 委 員			
	佐 藤 委 員			
	沢 野 委 員			
	吉 村 委 員			
	阿 部 教育長			
会議に出席 した職員 (19名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	大塚 俊明	教 職 員 課 長	高居 和夫
	教 育 次 長	白井 裕司	総 合 教 育 センター所長補佐	木澤 英二
	教 育 次 長 中央図書館長	三保 恵美子	学 校 支 援 課 長	高橋 恒彦
	教 育 政 策 監	伊藤 充	地域と学校ふれあ い 推 進 課 長	河内 一美
	教 育 総 務 課 長	岩名 俊明	生涯学習センター 次 長	宮本 周英
	教 育 政 策 担 当 課 長	上所 隆	中 央 図 書 館 サ ー ビ ス 課 長	山下 洋子
	学 務 課 長	高橋 豊	歴 史 文 化 課 長	倉地 一則
	施 設 課 長	本間 寿晴		
	保 健 給 食 課 長	水野 利数	教 育 総 務 課 長 補 佐	小関 洋
生涯学習課長	鈴木 緑	教 育 総 務 課 主 査	石田 貴宏	
その他の 出席者 (名)				

付議事件 (6件)	議案番号	件名
	議案第4号	平成25年度使用新潟市立小学校・中学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第5号	平成25年度使用新潟市立特別支援学校並びに特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第6号	平成25年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第7号	平成25年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第8号	平成25年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第9号	第21期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について
報告 (5件)	記号	件名
		平成25年度新潟市立高等学校入学者選抜における一般推薦選抜の推薦枠について
		公民館の休館日及び利用時間の統一について
		西区役所庁舎整備事業に伴う坂井輪地区公民館・坂井輪図書館の改修について
		小・中学校管理職選考検査について
		平成25年度使用新潟市立特別支援学校並びに特別支援学級用教科用図書選定委員の委嘱について
協議題 (0件)	記号	件名

第1 開会宣言

- 委員長 午後3時30分開会を宣言する。
今日の報道はございません。

第2 会議録署名委員の指名

- 委員長 佐藤委員，沢野委員 両委員を指名。

第3 付議事件

- 委員長 では，付議事件に入ります。議案第4号「平成25年度使用新潟市立小学校・中学校用教科用図書採択に関する基本方針について」，学校支援課長より説明をお願いします。なお，議案第4号から8号につきましては，関連がありますので，一括説明の上，審議します。

- 学校支援課長 学校支援課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは，平成25年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について，議案第4号から第8号まで，一括してご説明いたします。

はじめに，平成25年度使用教科用図書の採択についてですが，平成22年度に小学校，平成23年度に中学校の教科用図書の採択替えを行い，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法施行令第14条により，それぞれ同一の教科用図書を採択する期間は4年間となっております。無償措置法第14条により，その4年間の期間においては，毎年度，種目ごとに同一の教科用図書を採択することとなっております。以上を踏まえて，平成25年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について，説明いたします。

まず，小学校・中学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。資料の1ページをご覧ください。1点目，教科用図書の採択に関しては，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律，関係法令及び通知に基づいて厳正に行うこと。2点目，平成25年度使用の教科用図書は，無償措置法第14条の規定により，平成23年度と同一の教科用図書を採択する。3点目，平成23年度と同一の教科用図書を採択するに当たっては，学校運営や学習指導の任に当たる教職員による教科用図書の調査・研究の報告を参考にし，教育委員会が採択する。以上，基本方針は3点でございます。

なお，3ページにございます，高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針についても同様でございます。

次に，特別支援学校並びに特別支援学級用教科用図書採択に

関する基本方針についてです。資料の2ページをご覧ください。

1点目は、小学校・中学校と同様、無償措置法、関係法令及び通知に基づいて厳正に行うこと。2点目、平成25年度使用の教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による一般図書を除いて、無償措置法第14条の規定により、平成23年度と同一の教科用図書を採択する。3点目、平成25年度使用の教科用図書のうち一般図書、いわゆる絵本等の採択を行う。4点目、一般図書の採択に当たっては、新潟市の特別支援教育関係教職員及び保護者の代表による調査・研究の報告を参考にし、教育委員会が採択する。以上、基本方針は4点でございます。

次に、高等学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。資料の4ページをご覧ください。1点目、教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号の規定によって、教育委員会が行うこととなりますが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即して、教職員の意見や希望が反映されるようにする。

2点目、各学校長に、その学校に適する教科用図書を次の4つの項によって選定させ、その結果を尊重して採択する。(1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。(2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。(3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。(4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。以上が、基本方針でございます。

なお、5ページでございます。高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針についても同様でございますので、よろしくお願いたします。

○委員長

ありがとうございました。これにつきまして、質問、意見のある方は、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

質問、意見はございませんので、ありがとうございました。

続きまして、議案第9号「第21期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について」、歴史文化課お願いたします。

○歴史文化課長

歴史文化課でございます。よろしくお願いたします。

6ページの議案第9号「第21期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明します。

文化財保護審議会委員は、新潟市文化財保護条例第12条から第14条までの規定に基づいて委嘱をしております。定数は11名、任期は2年です。現在、第20期の委員は、平成24年5月

31日までの任期になりますので、次期第21期委員については、平成24年6月1日から平成26年5月31日までの2年間の任期でございます。

7ページに第21期の委員としてお願いしたい方、それから8ページに現在の第20期の委員を記載しております。はじめに、まず8ページをご覧くださいと思います。現委員のうち、上から2番目の植物がご専門の石澤進委員が70歳代半ばを超えられたということで、このたび、ご勇退をされることとなりました。また、下から2番目の地質鉱物がご専門の藤林紀枝委員ですが、ご本人からの強い要望がありまして、業務ご多忙のため、今期をもって退任されることになりました。

続いて、7ページをご覧ください。藤林紀枝委員の後任については、名簿の上から4番目であります。新潟大学災害・復興科学研究所准教授の片岡香子さんをお願いしたいと思います。片岡さんは、まだ30代後半の若手の研究者であります。地質学火山堆積学を専攻されまして、新潟県環境審議会委員も務めておられます。次に、石澤進委員の後任には、名簿の一番下に記載してあります、新潟大学名誉教授の森田龍義さんをお願いしたいと思います。森田さんは、植物の分野で、新潟県の文化財保護審議会委員を務められ、審議会会長も歴任された方でございます。また、その他9名の委員には、引き続き、次期も委員をお願いしたいと思います。特に、名簿中ほどの川村知行委員には、委員年数が16年と長期になるわけでありまして、上越市文化財調査審議会委員長でもあり、新潟市と同じ14市町村の合併を経て生まれた上越市の多様な文化財の整理をリードされてきたご経験をお持ちですので、本市にもその経験を踏まえまして、実践的なご指導をいただけるものと思います。説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○委員長

ありがとうございました。この件につきまして、質問、意見のある方は挙手をお願いします。

○佐藤委員

専門分野でございますので、何等異議を差し挟むつもりはないのですが、ちなみにお代わりになった森田龍義さんという名誉教授の方はおいくつくらいいらっしゃるのですか。

○歴史文化課長

森田さんは、67歳です。

○佐藤委員

今度は、石澤さんがご高齢になられて、70歳を過ぎてご高齢でご勇退ということなのですか、この方も3年くらいしか務めないということになるのでしょうか。

○歴史文化課長

新潟市の場合は、今までは慣例として80歳でご勇退ということでやってきたのですが、ほかの政令市などにお聞きし

ますと、さすがに 80 歳というのは少なく、75 歳くらいが多いということです。

○佐藤委員

では、まだ大丈夫ですね。

○歴史文化課長

ちなみに県は 70 歳が、一応、ご勇退の線ということになっております。

○委員長

ありがとうございました。そのほかにごございますでしょうか。ないようございますので、ご承認をお願いいたします。ありがとうございました。

第 4 報 告

○委員長

これより、報告案件に入ります。「平成 25 年度新潟市立高等学校入学者選抜における一般推薦選抜の推薦枠について」、学校支援課長、説明をお願いいたします。

○学校支援課長

それでは、平成 25 年度新潟市立高等学校入学者選抜における一般推薦選抜の推薦枠について、報告をいたします。10 ページをご覧ください。

平成 25 年度の新潟市立高等学校の一般推薦選抜の推薦枠については、10 ページの上段の表にお示ししたとおりです。万代高等学校は普通科、英語理数科ともに、平成 23 年度と同様 30%といたしました。明鏡高等学校は、普通科午前部・夜間部ともに 10%といたしました。平成 24 年度の市立高等学校の推薦枠を 10 ページ下段【参考 1】にお示しいたしましたが、明鏡高等学校は、昨年度まで 15%の推薦枠を維持していました。しかし、11 ページ【参考 2】の一般推薦選抜志願状況の表にあるとおり、近年、午前部は 15 人の推薦枠に対して、平成 21 年度が 8 人、平成 22 年度が 5 人、平成 23 年度と平成 24 年度が 4 人と志願者数が推薦枠に満たない状況が続いております。夜間部につきましては、近年では、平成 24 年度の 1 人のみでございます。

また、明鏡高等学校の定時制、単位制高等学校としての特色を理解し、強く志望している生徒の中には、一般推薦選抜の条件を満たさないために一般入試での出願を待つ生徒も少なくない実態がございます。これらのことから、一般推薦選抜の推薦枠については 10%が適正と考えました。なお、今回の推薦枠については、6 月に県内中学校 3 年生全員に配付される平成 25 年度新潟県公立高等学校入学者選抜を説明する冊子に掲載する予定でございます。以上、報告申し上げます。

○委員長

ありがとうございました。この件につきまして、質問、意見がある方は、挙手をお願いいたします。

○吉村委員

質問ですので、お願いします。10 ページなのですが、最初に上段のほうの説明書きなのですが、一般推薦選抜の枠を平成 25

年度入学者選抜から次のとおりとすると。要するに、平成 25 年度はこれでいくということですが、平成 26 年度も、平成 27 年度も係っているのかという質問が一つです。

もう一つは、公立高等学校の推薦については、全国的にも、県的にもいろいろな時代の流れとともに、最近、見直しが進んでいる状況なのですが、先ほどの説明の中で、明鏡の欠員の状況とか、あるいは万代の英語理数科の状況等含めてですが、高等学校の校長先生方も含めて、推薦制度について、検討の余地が、今後、あるのかないのかという状況だけをお知らせいただけますか。

○学校支援課長

まず、1 点目の平成 25 年度入学者選抜からということについてですが、新潟県教育委員会と新潟市教育委員会が連携して公立高等学校入学者選抜というものを実施している関係から、その辺につきましても、また県とのいろいろな協議を進める中で決定していくことになると思っております。したがって、平成 26 年度もこのままいくかどうかということについては、また県と連携しながら、協議を進めていくことになると思います。

2 点目のご質問の推薦のことにつきましても、今、その辺のことが実態と合っているのかどうかということについて、十分精査していく必要が指摘されていますので、同様に今後、県と連携して協議を進めてまいりたいととらえているところでございます。

○吉村委員

県と並行くくらいの進捗で動いているととらえればいいのですか。県と協議しながらやっていくということは、今現在も県と同じくらいの課程で編成していくというつもりなのですか。協議の意味がよく分からないのですけれども。

○学校支援課長

あくまでも公立高等学校の入学者選抜については連携して、市独自でというようなことは、今までもあまり進めておりませんので、連携の中で進めていくということになっていくと思います。いわゆる市だけが推薦をなくすとか、独自ではなかなかやっていく形にはならないと受けとめております。

○委員長

新潟市と県と連携を取ってやっていくのだということでしょうか。

○学校支援課長

はい。

○委員長

吉村委員、何かありますでしょうか。

○吉村委員

特に問題があるとか、そういう指摘をしているのではなくて、県との協議なのだけれども、どちらかというと県が先に動くケースがあるのだけれども、実際、中学生にとってとか、保護者にとって、学校にとっての推薦のニーズというのは、全県的な

視野と当市のような政令市の中でやっている場合には、差異があったりするのとか、そういうことをこれから県とうんぬんよりは、とりあえず新潟市として、校長さん方も含めて検討しておられるのかどうかということを知りたいのです。

○学校支援課長

ご指摘の点はよく理解できました。しかし、最初に申し上げたように、これまでは連携の中で進めてきたところまでの解釈となっておりますので、また今のご意見も含めて、少し県と連絡調整を図っていきながら、明らかにしていきたいと思えます。

○委員長

吉村委員の新潟市としてはということですよ。どういう方向でいくのかということを出していただきたいということだと思います。よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。ないようであれば、続きまして、「公民館の休館日及び利用時間の統一について」、生涯学習センターお願いいたします。

○生涯学習センター次長

生涯学習センターです。よろしく願いいたします。

それでは、資料の12ページをご覧いただきたいと思えます。この件に関しましては、以前にもご報告をさせていただきましたが、公民館の休館日及び利用時間の統一について、案を報告させていただきます。

最初に改正の理由といたしましては、昨年12月定例議会で可決いただきました、公民館使用料等の制度を統一する新潟市公民館条例の一部改正の施行に併せまして、公民館の利用時間、開館時間、閉館時間を原則統一するものであります。週1回休館していた館もありましたが、利用機会の拡大を図るため、年末年始を除いて、原則月1回とするものであります。

次に、方針であります。原則月1回の休館日は、利用団体が利用しやすいように同じ区内になる公民館の休館日が重ならないようにして、休館日を設けました。また、今まで祝日を休館日としていた公民館を開館いたします。次に、開館時間です。午前8時30分からの公民館もありましたが、午前9時から統一するものであります。次に、閉館時間です。月曜日から土曜日が、午後9時30分、または午後10時、日曜・祝日が午後5時または午後5時30分と、午後9時30分または午後10時となっています。この閉館時間が統一できなかった理由といたしましては、昔から農作業などが終わってから、公民館に集う地域も多くあり、地域の実情に合わせてのものであります。以下の表は、地区公民館24館のものであります。左から館名、併設施設、休館日の現行・改正後、利用時間の月曜日から土曜

日の現行・改正後、日曜・祝日の現行と改正後になっております。

14 ページ、15 ページをお願いいたします。分館であります。表の右側開館時間の欄です。開館時間を午前8時30分を午前9時に統一するものと日曜・祝日の閉館時間を一部の公民館において、午後5時から午後5時30分に変更するものであります。分館につきましても、それぞれの地域の実情や要望を踏まえまして、基本的には現行どおりと考えています。

以上で、公民館の休館日及び利用時間の統一についての案を報告させていただきました。次回の委員会で、新潟市公民館条例施行規則の一部改正として提案させていただくものであります。

○委員長

ありがとうございました。この件につきまして、質問、意見のある方は、挙手をお願いします。

○齋藤委員

質問です。祝日を開館するということですがけれども、これは何か一般の人たちからの要望とか、そういうものが非常に強かった背景があるのですか。その辺のところ、いかがでしょうか。

○生涯学習センター
次長

旧市内、今までは祝日を休館していた館が多かったのですが、合併してからの町村は祝日もオープンしておりまして、それに少しでもオープンすることによって利用団体の拡大が図れるということで、その部分についてはそのような形で統一をさせていただいたということでもあります。要望というよりも、今までも合併してきた市町村については、利用していたという実態がありましたので。

○委員長

このほかにございますか。ありがとうございました。

続きまして、「西区役所庁舎整備事業に伴う坂井輪地区公民館・坂井輪図書館の改修について」、生涯学習センター、中央図書館、お願いいたします。

○生涯学習センター
次長

それでは、西区役所庁舎整備に伴う坂井輪地区公民館・坂井輪図書館の改修について、ご報告いたします。資料といたしまして、現在の西区役所庁舎の現況を添付させていただいております。それでは、16 ページをお願いいたします。

1 番の概要であります。現在、西区は、区役所本館・分館・黒埼出張所の3か所に区役所機能が分散しています。分散している区役所の部署を集約し、利用者の利便性を図るため、西区役所の整備が平成24年度、平成25年度に実施されます。区役所としての供用開始後、現在の西区役所分館を新耐震基準に基づいて耐震補強工事を行い、全館を公民館、図書館、まちづくりセンターで使用するよう改修するものであります。

次に、2の整備内容の(3)の日程をご欄ください。①実施設計を平成24年5月から予定しています。②工事期間は平成26年1月に耐震補強工事を行い、供用開始は平成26年4月を目標にしています。(4)経費は、耐震工事をはじめ、公民館、図書館の整備費を含め、約3億円であります。3番、改修後のフロア構成(案)であります。1階は公民館事務室、まちづくりセンター、2階、3階に図書館、4階、5階は、公民館の講座室として使用します。各施設の内容につきましては、現在、検討を進めているところであります。坂井輪地区公民館・図書館改修の現在の予定を報告させていただきました。

○委員長

ありがとうございました。この件につきまして、質問、意見のある方は、挙手をお願いいたします。では、ありがとうございました。

続きまして、「小・中学校管理職選考検査について」と「平成25年度使用新潟市立特別支援学校並びに特別支援学級用教科用図書選定委員の委嘱について」は人事案件であり、非公開とします。定例会をいったん終了した後に、非公開案件として再開し、報告していただきます。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

6月定例会は、6月6日(水)午後3時30分から、7月定例会は7月13日(金)午後3時30分からでお願いしたい。

第6 閉会宣言

○委員長

午後4時25分、閉会を宣言する。

(非公開部分)

(報告案件

- ・小・中学校管理職選考検査について
- ・平成25年度使用新潟市立特別支援学校並びに特別支援学級用教科用図書選定委員の委嘱について

報告する。)

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員

